

裁判員はどのようにして選ばれるのか

裁判員を選ぶ手続きは、市町村の選挙管理委員会が、衆議院議員選挙の選挙権のあるかた（有権者）の中から裁判員候補者となる人を選ぶことから始まります。

その後、実際に刑事裁判に参加する裁判員が決定するまでには、いくつかのステップがあります。今月号では、裁判員に選任されるまでの手順を紹介します。

■ 横浜地方裁判所総務課 ☎ 045-201-9631（代表）
開成町選挙管理委員会（総務課）☎ 84-0310



裁判員候補者名簿に記載されたかたに、通知・調査票が送付されます。
裁判員候補者名簿の作成

前年の12月ごろまで

市町村の選挙管理委員会が、有権者の中から、翌年一年間の裁判員候補者となる人をくじで選び、その結果をもとに、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作られます。

裁判員候補者名簿に記載されたかたに、通知・調査票が送付されます。

裁判員候補者名簿の作成

前年の秋ごろ

市町村の選挙管理委員会が、有権者の中から、翌年一年間の裁判員候補者となる人をくじで選び、その結果をもとに、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作られます。

裁判員候補者に、呼出状・質問票が送付されます。

6人の裁判員を選任

原則裁判の6週間前まで

裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとにくじで

退を希望するか

①に該当するかたや②に該当し辞退を希望するかたは、裁判員に選ばれることはなくなります。

裁判員候補者に、呼出状・質問票が送付されます。

裁判員等選任手続期日

裁判員候補者から裁判員を選ぶための手続を行います。

裁判員候補者名簿に記載されたかたには、裁判所から名簿記載通知とともに、裁判員になれない事情の有無などを尋ねるための調査票が送られます。

この段階では、具体的な事件や日程にかかわりのない次のような事項が尋ねられます。

①自衛官や警察職員など、法律の規定により裁判員になれない職業に就いていないか
②70歳以上、学生または生徒、過去5年以内における裁判員経験者などに該当する場合で、翌年一年間にわたつて裁判員となることの辞

裁判員候補者名簿に記載されたかたには、裁判所から名簿記載通知とともに、裁判員になれない事情の有無などを尋ねるための調査票が送られます。

この段階では、具体的な事件や日程にかかわりのない次のような事項が尋ねられます。

たることが明らかになれば、裁判所は、それを前提とした辞退希望の有無やその理由が尋ねられます。この質問票に記載された内容から、辞退事由にわかる、裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者が選ばれます。

裁判員制度特集スケジュール

	掲載号	掲載内容
第1回	8月号	刑事裁判の仕組みが大きく変わります
第2回	9月号	裁判員はどのようにして選ばれるのか
第3回	10月号	裁判員に選ばれたら（実際の裁判では）
第4回	11月号	裁判員に選ばれたら（具体的な疑問）
第5回	12月号	候補者となったことの通知が届いたら

情報を共有し合つて安全・安心な町へ

「防犯情報・不審者情報」



子どもたちをめぐる事件や事故が多発している昨今。町では、子どもたちの安全・安心のため、さまざまな取り組みが行われていますが、その一つとして、町のホームページと、携帯電話のメール機能を使った「防犯情報・不審者情報」の発信が行われているのを知っていますか。

そこで、この内容や私たちに情報が届くまでの手順などを、担当の町教育総務課に伺いました。

防犯情報・不審者情報の発信とは

開成町を含む足柄上郡や南足柄市で起こつたり、目撃されたりした不審者の情報が、町のホームページと、携帯電話のメール機能を使って発信されています。

※携帯電話での不審者情報の提供は現在、幼稚園、小学校、中学校の保護者の登録者が対象

まちづくり情報特派員 石崎 雅美

防犯情報・不審者情報の発信とは

開成町を含む足柄上郡や南足柄市で起こつたり、目撃されたりした不審者の情報が、町のホームページと、携帯電話のメール機能を使って発信されています。

これまでにはホームページでの情報提供のみでしたが、今年度からは、かねてから要望の多かつた携帯電話のメールでの情報提供が始まりました。

これまでにはホームページでの情報提供のみでしたが、今年度からは、かねてから要望の多かつた携帯電話のメールでの情報提供が始まりました。

情報が届くまで

防犯情報・不審者情報の発信とは

これまでにはホームページでの情報提供のみでしたが、今年度からは、かねてから要望の多かつた携帯電話のメールでの情報提供が始まりました。

情報が届くまで

は、内容を確認し、情報を発信するための体制を整えています。各市町の教育委員会へ連絡します。

これを受けて町の教育委員会は、まず、幼稚園、小学校、中学校にFAXと電話で情報を伝えます。当日の下校指導にこの情報を生かすためです。

それから、携帯電話のメール配信で登録している保護者に情報を伝えます。保護者に通信会社のサービスを利用して情報を発信され、同時に環境防災課を通じて町のホームページに情報が掲載されます。

教育委員会では、情報発信を行つたあと、状況に応じて、幼稚園、小学校、中学校の下校指導と連携して、車や徒歩でパトロールを行うなどの対策をとるそうです。

携帯電話への配信が始まつて4か月あまりが経過しました。登録している保護者からページを開かなくても、情報がある時は携帯電話にメーリングが届くので便利です。

教育委員会では、情報発信を行つたあと、状況に応じて、幼稚園、小学校、中学校の下校指導と連携して、車や徒歩でパトロールを行うなどの対策をとるそうです。

今年度は、すでに16回（8月25日現在）情報発信されており、うち1回は町内で起こった不審者の事例でした。

防犯情報・不審者情報の発信とは

今年度は、すでに16回（8月25日現在）情報発信されており、うち1回は町内で起こった不審者の事例でした。

防犯情報・不審者情報の発